環境戦隊たはらエコレンジャー 環境けいじばん 4

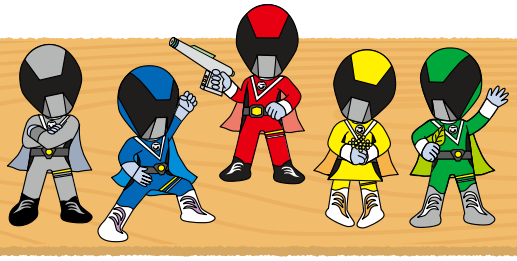

事業系ごみはステーションに出せません！

◉事業系ごみとは

事業を行う際に排出されるごみのことです。会社や工場・飲食店などから出るごみや、農業・漁業などで用いた資材などが該当します。事業系ごみは、法律で定められた20種類の産業廃棄物（廃油、廃プラスチック、建築廃材など）と、それ以外の一般廃棄物（レストランから出る生ごみ、農業で使った紙袋など）に分けられます。

◉ごみステーションについて

・家庭ごみを出すところ

ごみステーションは日常生活に伴って発生するごみを集めるところです。事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼するなど、事業者の責任において適正に処理しなければならないと法律で定められています。わずかな量であってもごみステーションに事業系ごみを出すと「不法投棄」とみなされ、市では収集を行いません。

・自治会管理

みなさんが利用しているごみステーションは各自治会が管理しています。そのため、市外の方はもちろん、その地区以外の方がステーションを利用することはできません。

◉実際にステーションに出されていた事業系ごみ

▲結束用ビニールバンド

▲農業用の網、ホースなど

飲食店の残飯、結束用のビニールバンド、電照栽培用電球、農薬の空容器、商品発送に使用した発泡スチロールやダンボール、農業用ビニールシート、ペンキの空き缶などがあります。

事業系ごみがごみステーションに出されていると、適正に処理されないだけでなく、市民の迷惑にもなるので、出さないようにしましょう。

▶廃棄物対策課☎23局3538

◘スプレー缶の出し方が変わりました

家庭で穴を開けると、ガスコンロなどに引火して、火災・やけどなどの危険な事態を招く恐れがあります。

また、中身が残ったままごみに出すと、火災や爆発事故につながります。

●スプレー缶を出す際は、中身を使い切って、穴を開けずに空き缶の日に出してください。

※詳しくは、（一社）日本エアゾール協会のホームページ（http://www.aiaj.or.jp/mechanism.html）を参考にしてください。